

# 県立高校を受検した皆さんへ

## ～自己情報の開示について～

神奈川県では、誰でも、県立学校を含む県の機関が持っている「自分の個人情報」の開示を請求し、見ることができます。（「自己情報開示請求※」と言います。）

従って、皆さんが受検した入学者選抜に関する情報についても、受検した高校に開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。

（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）

### 【開示されるものの例】

- 学力検査の得点
- 面接や特色検査の点数
- 学力検査等の解答用紙

### 【開示されないものの例】

- 面接の評価基準、面接担当者の名前 など  
（適正な選考を確保するため）
- 保存期間を過ぎた学力検査等の解答用紙 など  
（原則として学力検査等の解答用紙は1年間、選考資料は5年間保存しています。）

請求の方法など、詳しくは、受検した高校にご相談ください。

### 【※参考 自己情報開示請求とは】

請求者が、自分の情報が県の機関の中でどのように取り扱われているかを知るためのもので、神奈川県個人情報保護条例に基づき行われます。

請求できる人は、県民に限らず外国人を含む全ての人であり、請求によって自分の情報が正しいか、正しく取り扱われているかを確認することができます。

県では、請求を受けた場合、請求者以外の他の個人に関する情報など、個人情報保護条例に定められている不開示情報を除いて、原則として本人に開示しています。